

<学校感染症にかかった時の手続きと連絡について>

「おうようナビ」35ページに記載された感染症にかかった時は、次のように手続きをとってください。

1. 医師に感染症の診断を受けた時には、速やかに学校に連絡をして下さい。
2. 医師の指示に従い登校できるまで十分に休養してください。
3. 登校の許可が出たら、本紙「学校感染症 治癒届」に保護者の方が必要事項を記入し、登校を再開する日に担任に提出してください。「学校感染症 治癒届」はおうようナビから本紙のほかにも、本校HPよりダウンロードできます。

県立横浜桜陽高等学校 生徒支援 G

学校感染症 治癒届

※ 裏面に医療機関で発行された診療明細書、処方薬の説明書、領収書のいずれか一つをコピーし添付して提出してください。

※ 保護者の方が記入してください。

提出日 年 月 日

期 組 番	期 組 番
生 徒 氏 名	
保 護 者 氏 名	印
診 断 名	
出 席 停 止 期 間	年 月 日()～ 年 月 日()
受診した医療機関名・住 所	
受 診 し た 月 日	(初診日) 年 月 日 (登校許可をもらいに受診した日) 年 月 日
備 考	

学校使用欄